

国自旅第108号
平成13年11月15日
一部改正 平成17年12月 8日
一部改正 平成23年11月18日
一部改正 平成26年 1月24日
一部改正 平成27年 1月13日
一部改正 令和元年 7月26日
一部改正 令和 5年12月28日

各地方運輸局自動車交通部長 殿
沖縄総合事務局運輸部長 殿

物流・自動車局旅客課長

「個人タクシー事業の申請に対する処分に関する処理方針」の細部取扱いについて

平成14年2月1日からの改正道路運送法の施行に伴い、先般、「個人タクシー事業の申請に対する処分に関する処理方針（平成13年9月12日付け国自旅第78号）」を通達したところであるが、申請事案の審査事務について、さらなる迅速化、透明化を図るため、事案処理に係る細部の取扱いを下記のとおり定めたので、留意されたい。

記

I. 人口が概ね30万人以上の都市を含む営業区域等における許可

3. 運転経歴

(2)について

- ・ 別表のA. 2. 及びB. 4. の10年間無事故無違反の確認は、地方運輸局が定める一定の時期に自動車安全運転センターが発行する無事故・無違反証明書により行うこととする。

4. 法令遵守状況

(1)～(3)について

- ・ 許可後において、基準に合致していなかったことが判明した場合には、直ちに許可の取消処分の手続きを行うこととする。

(1)について

- ・ 法令遵守状況については、申請者からの宣誓書（別添1の様式例による。）によって判断することとするが、必要に応じ犯歴照会を行うことは妨げない。
- ・ ③及び⑥におけるタクシー業務適正化特別措置法に基づく処分には、平成14年1月31日以前のタクシー業務適正化臨時措置法に基づく処分を含むものとする。

(2)について

- ・ 道路交通法の違反等は、地方運輸局が定める一定の時期に自動車安全運転センターが発行する運転記録証明書（過去5年間の記録を証明するもの）によって確認することとする。
- ・ 当該運転記録証明書の提出は、「個人タクシー事業の許可等に係る法令及び地理の試験の実施について（平成13年12月26日国自旅第127号。以下「試験実施通達」という。）」Ⅲ. 1. に規定する試験対象者（以下「申請後受験者」という。）による申請の場合は試験合格後に地方運輸局が指定する期日までとする。

5. 資金計画

(2)について

- ・ 自己資金には、申請者本人名義の預貯金等とし、家族名義の預貯金等は含めないこととする。

6. 営業所

(1)について

- ・ 個人タクシーの場合には、通常営業所と住居が同一であるが、住居と営業所を分離する特段の事情があり、かつ、住居とは別に営業区域内に設置する営業所において事業が適切に行うことが確実である場合に限り、地域の事情に応じ地方運輸局の判断により特例として同一でない場合も認めることができることとする。

(3)について

- ・ 自己保有の場合は登記簿謄本、借用の場合は契約期間が概ね1年以上の賃貸借

契約書の提示又は写しの提出をもって、使用権原を有するものとする。

- ・ 当該挙証資料の提示又は提出は、申請後受験者による申請の場合は試験合格後、地方運輸局が指定する期日までとすることができることとする。
- ・ ただし、賃貸借契約期間が1年未満であっても、契約期間満了時に自動的に当該契約が更新されるものと認められる場合に限っては、使用権原を有するものとみなす。
- ・ その他の書類（借用の場合の登記簿謄本及び建物所有者の印鑑証明書等）については、提示又は写しの提出を求めないこととする。

7. 事業用自動車

- ・ 購入の場合には、購入契約書（許可を前提とする仮契約書又は購入を前提とする見積書を含む。）によって確認することとする。
- ・ リース車両については、リース契約期間が概ね1年以上であることで使用権原を有するものと判断することとし、当該契約に係る契約書（許可を前提とする仮契約書又は契約を前提とする見積書を含む。）によって確認することとする。
- ・ 購入契約書又はリース契約書の提示又は写しの提出は、申請後受験者による申請の場合は試験合格後に地方運輸局が指定する期日までとする。
- ・ 営業区域の遵守等、適切な営業が確保されるよう、各地方運輸局ごとに地域の実態を踏まえ、必要に応じて車両に営業区域等を表示させる等の適切な措置を講じることとする。

8. 自動車車庫

(4)について

- ・ 自己保有の場合は登記簿謄本、借用の場合は契約期間が概ね1年以上の賃貸借契約書（許可を前提とする仮契約書を含む。）の提示又は写しの提出をもって、使用権原を有するものとする。
- ・ ただし、賃貸借契約期間が1年未満であっても、契約期間満了時に自動的に当該契約が更新されるものと認められる場合に限っては、使用権原を有するものとみなす。
- ・ その他の書類（借用の場合の登記簿謄本及び建物所有者の印鑑証明書等）については、提示又は写しの提出を求めないこととする。

(5)について

- ・ 関係法令に抵触しない旨の宣誓書（別添1の様式例による。）の添付を求めるとし、その他の書類については、提示又は写しの提出を求めないこととする。

(6)について

- ・ 道路幅員証明書を求め確認することとする。ただし、前面道路が出入りに支障がないこと及び通行に支障がないことが明らかな場合は、この限りでない。また、私道の通行に関しては、当該私道の使用権原を有する者の承諾書を提出させることとする。

(7)について

- ・ 確認に係る挙証資料の提示又は写しの提出は、申請後受験者による申請の場合は試験合格後に地方運輸局が指定する期日までとする。

9. 健康状態及び運転に関する適性

(1)について

- ・ 地方運輸局が定める一定の時期に診断を受けるものとする。
- ・ 診断書の提示又は写しの提出は、申請後受験者による申請の場合は試験合格後に地方運輸局が指定する期日までとすることができることとする。

(2)について

- ・ 地方運輸局が定める一定の時期に適性診断を受けるものとする。
- ・ 受診証明書又は適性診断書の提示又は写しの提出は、申請後受験者による申請の場合は試験合格後に地方運輸局が指定する期日までとすることができることとする。

10. 法令及び地理に関する知識

- ・ 試験に合格した者とは、試験実施通達Ⅰ. に規定する試験のいずれかに合格した者であって、以下の①から③のいずれにも該当しない者をいう。
 - ① 申請前に法令及び地理の試験に合格している者（以下「申請前合格者」という。）であって、申請する営業区域と受験した営業区域が相違している者。
 - ② 申請前合格者であって、申請日現在において合格証の有効期限が満了している者。
 - ③ 申請前合格者であって、試験実施通達Ⅱ. 5. (2)の規定により合格が無効とされた者。

(以下、ただし書きについて)

- ・ 雇用先のタクシー・ハイヤー事業者が複数である場合の「継続して10年以上」の判断については、申請日以前10年間における雇用先の変更に伴う離職期間の

合計が30日以内である場合に限って、雇用が継続しているものとみなすこととする。

- ・ 雇用先のタクシー・ハイヤー事業者が複数である場合の「継続して15年以上」の判断については、申請日以前15年間における雇用先の変更に伴う離職期間の合計が45日以内である場合に限って、雇用が継続しているものとみなすこととする。
- ・ 「申請日以前継続して10年以上タクシー・ハイヤー事業者」に運転者として雇用されている者」及び「申請日以前継続して15年以上タクシー・ハイヤー事業者」に運転者として雇用されている者」には、当初タクシー又はハイヤー運転者として雇用され引き続き運行管理者又は整備管理者に選任されている者は含まない。
- ・ 申請日以前継続して10年以上タクシー・ハイヤー事業者」に運転者として雇用されている者の申請日以前5年間無事故無違反の確認は、自動車安全運転センターが発行する無事故・無違反証明書により行うこととする。

Ⅲ. 許可等に付す期限及び条件

1. 新規許可等に付す期限

- ・ 期限については、更新の時期を一定の時期に統一させるために、概ね3年間の期限となることは差し支えない。

2. 新規許可等に付す条件

- ・ 地域の事情に応じ地方運輸局の判断により、申請書、添付書類及び陳述の内容が事実と異なることが判明した場合に許可を取り消す旨の条件を付すことができることとする。
- ・ 許可後概ね1年を経過しても運輸を開始した旨の届出がなく、事業が実施されていない場合には、事業計画に定める業務の確保命令を発することが可能であるが、地方運輸局長の判断により、許可後1年以内に事業を開始する旨の条件を付すことは妨げない。
- ・ これらのほか、地域の事情に応じて事業者の過度の負担とならない範囲において、必要最小限の条件を付加することができることとする。

(1)について

- ・ 個人タクシー事業者が運転免許の取消処分となった場合、直ちに許可の取消処分の手続きを行うこととする。

(4)について

- ・ 「(個人)」等、個人タクシーであることの判別が可能な表示は差し支えない。

(7)について

- ・ 運転日報の様式は、地域の事情に応じ地方運輸局ごとに定めることができることとする。

(8)について

- ・ タクシー業務適正化特別措置法に基づく指定地域以外の地域における事業者乗務証の様式は、地方運輸局ごとに定めることとする。

(11)について

- ・ 最終の更新の際に「満75歳の誕生日の前日まで(Ⅱ. 3. ②により許可を受けた場合は、満80歳の誕生日の前日まで)」との期限を付すこととする。

V. 譲渡譲受及び相続の認可

1. 譲渡譲受の認可

(1)について

- ・ 平成14年1月31日以前に免許又は譲渡譲受若しくは相続の認可を受けた者であっても、満80歳の誕生日の前日までに、既に譲渡譲受認可申請がなされ、かつ、許可の条件において、事業者の申請により満80歳の誕生日の前日から譲渡譲受認可の日までの間、旅客の運送を行わないこととするときは、Ⅲ. 1. (2)に準じて、許可期限を認可の日までとすることができる。この場合において、満80歳に達する日から譲渡譲受認可の日までの間におけるⅤ. 1. (1)ただし書きの適用については、Ⅲ. 1. (2)が適用されており、かつ、従前の許可期限の日を過ぎているものとみなす。

(2)について

- ・ Ⅰ. 5. (1)①及び②については、地方運輸局の判断により弾力的に運用することができることとする。

2. 相続の認可

(2)について

- ・ 5. (1)①及び②については、地方運輸局の判断により弾力的に運用することができることとする。

(3)について

- ・ 法令及び地理の試験は、試験実施通達で定めるところにより実施することとする。

Ⅹ. 挙証等

- ・ 上記のほか、挙証等のため必要最小限の範囲で図面その他の資料の提出を求めることとする。

その他

- ・ 地域の実情に応じ、申請に係る事務手続きに必要な書類のとりまとめ、必要事項の記入の有無の確認等の形式的な事務については、その一部を事業者団体が行うことができるものとする。この場合、事業者団体が行う事務の範囲をあらかじめ限定し、当該事務の実施計画書を提出させる等の適切な措置を講じ、審査及び処分判断に係る事務が行政において行われるものであることを明確化する必要があるので留意すること。
- ・ 「個人タクシー事業の許可期限の更新等の取扱いについて」（平成13年11月15日付け国自旅第107号）における許可期限の更新申請書及び代務運転に係る許可条件変更承認申請書に添付する宣誓書については、別添2の様式例によるものとする。

附則（平成23年11月18日 国自旅第90号）

改正後の通達は、平成24年4月1日以降に申請を受け付けたものから適用するものとする。

附則（平成26年1月24日 国自旅第431号）

改正後の通達は、平成26年1月27日以降に処分するものから適用するものとする。

附則（平成27年1月13日 国自旅第292号）

改正後の通達は、平成27年4月1日以降に処分するものから適用するものとする。

附則（令和元年7月26日 国自旅第107号）

改正後の通達は、改正後の規定による許可に付した期限及び条件への変更を申請した場合において適用するものとする。

附則（令和5年12月28日 国自旅第268号）

改正後の通達は、令和5年12月28日以降に申請を受け付けたものから適用するものとする。